

広島県教育委員会告示第三号

平成二十一年広島県教育委員会告示第二号（口頭により開示の請求をすることができる保有個人情報）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月十三日

広島県教育委員会
教育長 下崎 邦明

表中

<p>第一次選考試験、第二次選考試験、グロ―バル人材を対象とした特別選考試験又は現職教員を対象とした特別選考試験の総合評価及び試験項目別評価（総合評価及び試験項目別評価の区分は別表に定めるところによる。）並びに第一次選考試験受験者の筆記試験の総合得点及び試験項目別得点</p>	<p>第一次選考試験について第一次選考試験の結果通知書の発送日の翌日から、第二次選考試験、グロ―バル人材を対象とした特別選考試験又は現職教員を対象とした特別選考試験の結果通知書の発送日の翌日から、それぞれ一か月間</p>
--	--

を

第一次選考試験、第二次選考試験、現職教員を対象とした特別選考試験又はグロ―バル人材を対象とした特別選考試験【教職経験者（英語）】の不合格者の総合評価及び試験項目別評価（総合評価及び試験項目別評価の区分は別表に定めるところによる。）並びに第一次選考試験受験者の筆記試験の総合得点及び試験項目別得点

第一次選考試験については第一次選考試験の結果通知書の発送日の翌日から、第二次選考試験、現職教員を対象とした特別選考試験又はグロ―バル人材を対象とした特別選考試験【教職経験者（英語）】の結果通知書の発送日の翌日から、それぞれ一か月間

に改める。